

町会長のための野良猫講座



文とイラスト / 荒川ヨシオ

町会、企業、学校、病院などの敷地内で野良猫問題が発生した場合、どう対応したらいいのだろうか？

今まで猫に関係のなかった人が、野良猫問題に初めて取り組む場合、たくさんの疑問が出てくる。

まずは野良猫の実態と世論の流れと法律を知っておかなければならない。

1 野良猫の苦情

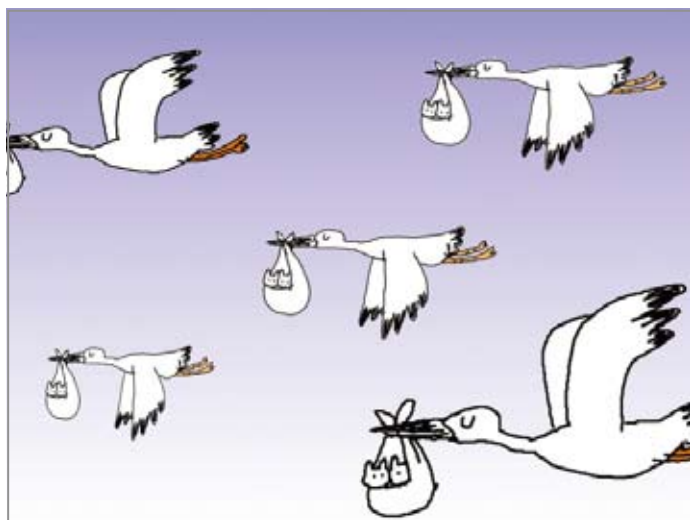
町内で増えすぎた野良猫で多くの住人が困っている。深夜の鳴き声がうるさくて眠れない。庭でフンをされる。花壇を荒らされる。ゴミを漁る。金魚や小鳥を捕られた。商品にオシッコをかけられた。自動車を傷つけられた。エアコンのホースでツメ研ぎをされた。

猫が住む町ならどこにでもある問題だが、苦情の件数が多いと社会問題になる。町会としても何か対策をしなければならぬのだろうか・・・

2 増えすぎたことが問題

猫の住んでいない町はほとんどない。昔から飼い猫でも自由に外を歩き回っていた。猫の数が少なければ、小さなトラブルはあっても多くの方は寛容であったはずだ。しかしある限度を越えると人は野良猫排除に動き出す。

ささいな事が許せなくなるのは、猫の数があまりに増えすぎてしまった結果なのである。



3 先延ばししてはいけない問題

猫の繁殖力を説明する図がある。1匹のメス猫からネズミ算式に8か月目で7匹、1年半で30匹以上に増えるという計算である。

実際は子猫の死亡率がマイナスされるから、それより数は少ないけれど、短期間でかなり増えることは間違いない。

問題を先送りにするとますます事態は深刻になっていく。少ない数のうちに行動を起こすのが、最も効率的で苦勞が少ない。

4 野良猫と飼い猫は見分けがつかない

猫は放し飼いを法律で規制していない。首輪を付ける義務もない。町で見かける猫が野良猫か飼い猫なのか、見ただけでは区別はつけられない。

これでは苦情の持って行き場がない。どうしたらいいのだろう。



5 行政機関は捕獲できない

「野良猫が増えすぎて困っている。何とかして欲しい。」

行政機関にはこのような相談が多く寄せられる。

犬の場合は保健所職員が出動し、捕獲して収容される。狂犬病予防法という法律を根拠にして保健所は動くのだ。猫にはこれが当てはまらない。

所有者の不明な猫を捕獲して勝手に処分する事はできない。

法律のうしろだてがない事は、役所も手を出せないのである。

「何とかして欲しい。」と言われても、出来ることは「エサやりに配慮を」とか「捨て猫禁止」「不妊手術の呼びかけ」などの看板を配布して指導するだけである。

6 「エサやり禁止」で野良猫はいなくなるのか？

「エサやり禁止」の看板が掲示されたとしよう。野良猫被害で悩んでいた人の怒りは少しおさまるだろう。ところがそれでエサやりがなくなることはほとんどない。エサやりは見つからないように隠れて行われるようになるだけだ。住人は期待した分だけ怒りが増すかも知れない。

エサやりを取り締まる法律がないのだから、看板の効果はあまり期待できない。



7 エサがなくなると野良猫はどうなるのか？

毎日エサを運んでくるエサやりさんが来なくなったとしても、餓死する猫はいない。強い猫は隣町のエサ場へ移動していけるだろうが弱い猫はゴミ袋を漁ることで生き延びようとするだろう。

動物は生きるためにはどんなことでもやる。ただおとなしく飢え死にを待つ猫などどこにもいないのだ。エサやり禁止は野良猫被害をさらに増やすかもしれない。



8 隣町へ猫を追い払えばよいのか

「エサやり禁止」の発想はどこから来るのだろうか。エサがないと猫が煙のように消えてしまうわけではない。野生動物ならば山へ帰ればいいのだろうが、野良猫には帰る場所はない。つまり隣町へでも移動してもらおうか、餓死や病死でいなくなる事を期待しているわけだ。自分の地域だけがきれいになれば、隣町は迷惑しても良いという考えはいかなものだろうか。利己主義的な思考のように思える。子供達にいったいどう説明できるのだろうか。

9 死亡率が上がると繁殖しようとする力が強まるという説もある

エサが減り栄養が悪くなると猫の寿命は縮まる。抵抗力が落ちて病気になりやすくなるからだ。病死する猫も確かに増えるだろう。

しかし動物は生存の危機感が強いほど、より繁殖し子孫を残そうと努力するという説もある。もしそうだとしたら発情の回数はさらに増えて、それに伴うトラブルも増えるだろう。そして子猫がたくさん生まれてたくさん死ぬということが毎年繰り返されるだろうしゴミが荒らされたり、衛生状態の悪い不健康な猫が増えてしまうのではないだろうか。



10 猫との共存：TNRの手法

TNRとはTrap/Neuter/Return (Release) トラップ／ニューター／リターンの頭文字を取った略語だ。意味は「捕獲して不妊手術をして元のナワバリに戻す」ということだ。

野良猫問題に即効性はないが、人道的で合法的な手法は多くの支持が得られるだろう。猫たちの手術の済んだあとは、新しい猫が増えていないか監視を続ける。手術済の目印になる個体識別のための耳へのマーク（耳カット）も必要だ。

■ TNRの利点はなんだろうか

まず、野良の子猫が増えなくなるので、行政機関で殺処分される子猫の数が減ることになる。殺処分の経費も減るだろう。発情に伴う鳴き声やケンカの声に悩まされることも減るだろうしオス猫のマーキングによる臭いの迷惑も減らせるだろう。

■ TNRの欠点は、効果が出るのに時間がかかることである。

この方法では数年かけて野良猫の数がゆるやかに減少する。そのため猫嫌いの住人を納得させるのが難しい。「今すぐに猫を何とかしろ。」という彼らの要求には応えることができない。数年後には野良猫の悩みが解決することを根気よく説明するしかない。



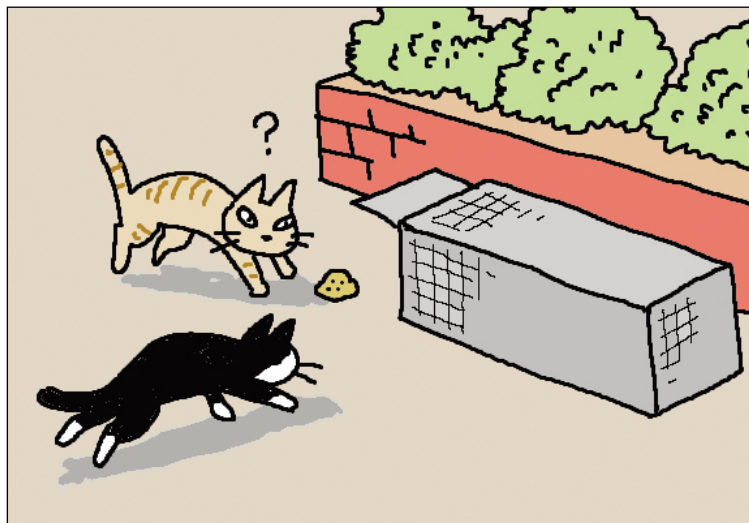
1 1 TNRをやるための情報収集

まず野良猫の数を知りたい。それにはエサやりさんから情報を得るのが一番よい。お互いにエサを与えていることを知らないエサやりさんも多いようだ。何人のエサやりさんがいるのか？ いつどこでエサやりが行われているのか？ 調べることはたくさんある。野良猫の不妊手術をしてくれる動物病院も探しておかなければならない。

1 2 エサやりさんに言うべき事は

エサやりさんに情報を教えてもらったら、次はTNRへの協力を要請する。隠れてエサをあげている事への非難を口にしてはいけない。言うべき事は**不妊手術をやらなければダメだ**ということだ。多くのエサやりさんは不妊手術の必要は感じているはずだ。TNRを成功させる鍵はエサやりさんが握っている。

エサやりの最大の義務は繁殖制限である。この点だけはよく話してわかってもらう必要がある。殺さないで猫の数を減らすにはこれしかないのだから。



1 3 保護器（捕獲器）はどうすればよいのだろう

TNRの最大の悩みは保護がむずかしいということだ。捕獲器を使うと便利だが、悪用を避けるため購入は難しくなっている。捕獲器の貸し出しと管理を行っている動物愛護団体もあるので、まずは問い合わせてみる。

捕獲器を使う場合は、誤解を受けないようにTNRのために使っていることを明示することも重要だ。

1 4 病院によって野良猫への対応は違う

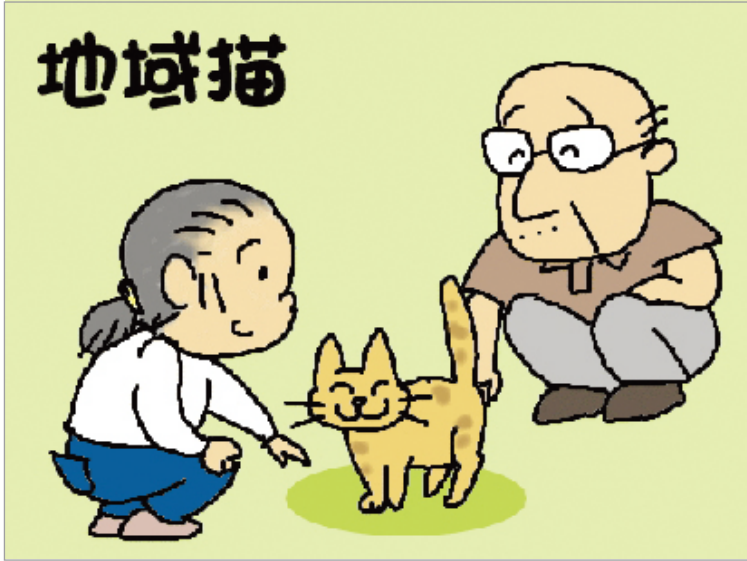
人間の医者にも専門科目があるように、動物病院にも得意科目と不得意科目がある。「野良猫の不妊手術」は看板や広告には載せられない情報だから、電話やクチコミ、インターネットなどで病院を探すしか方法はない。

15 手術の資金はどうしているのだろう

野良猫不妊手術の費用はみんなどうしているのだろうか。町会や会社の予算でまかなえればいいが、そうできないときも多いだろう。いろいろな募金を集めている場合もあるようだ。

- チラシを作って個別にまわって募金をお願いする。
- 募金箱を商店などに設置させてもらう。
- 集めた不用品をバザー、フリマなどで販売する。
- 地域のイベントに参加して募金活動をする。
- 街頭募金（警察署の許可が必要）
- 不妊手術の補助金制度を設けている自治体もある。
また、「地域猫活動」として地域が一体となって取り組むときは補助金が受けられる場合もある。





16 エサやりのルール

「猫が好き」という人と「猫は嫌い」という人の割合は20%ずつで、残りの60%の人は「どちらでもない」のだそうだ。野良猫が暮らしていても、迷惑が少なくなれば多くの人は許容できるのではないだろうか。

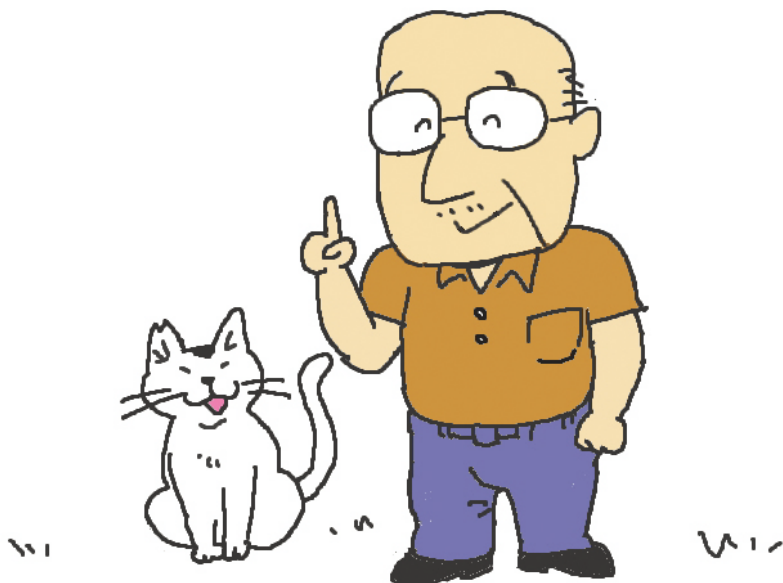
猫が人に嫌われないようにするために、エサやりさんには次のことを要求する。

- TNRで不妊・去勢をする。
- エサを置き放しにしない。食べ残しはすみやかに片づける。
- エサを与える場所の周辺を清掃し、フンの処理をする。
- 猫トイレを設置するなど、猫が限られた場所で排泄するようにする。

17 目指せ地域猫

今まで書いてきたことを実践すれば、地域猫にあと一歩ということになるだろう。「あと一歩」とは何か。それは地域住民とのコミュニケーションをはかること。猫好きも猫嫌いも野良猫問題をいっしょに考えてもらい、会話が生まれれば人間関係もうまくいくのではないだろうか。

最近は地域猫活動に理解を示す行政も多くなっている。よく話し合ってルールを作ってみんなで猫を管理することが大切だ。



この「町会長のための野良猫講座」は「のらねこ学入門」というホームページに掲載された「野良猫」をテーマにした作品です。

いわゆる「野良猫」についてはさまざまな意見があります。また、最近では「飼い猫の外飼い」も問題になっています。

この小冊子は、野良猫に限らず、猫に関するさまざまな問題について考えるきっかけとしていただくために、作者のご了解を得て作成したものです。

< あわせてお読みください >



地域猫活動 実践ガイドブック（埼玉県保健医療部 生活衛生課 作成）



発行 / 埼玉県動物指導センター

〒360-0105 埼玉県熊谷市板井123

TEL: 048 (536) 2465

E-mail: k362465@pref.saitama.lg.jp

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0716/index.html>



埼玉県マスコット コバトン

- 無断引用・転載等は禁止します。
- 冊子の内容は「野良猫」についての考え方の一つの例です。内容について「要請」「強要」するものではありません。